

「（仮称）肥薩風力発電事業環境影響評価方法書」についての 熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

[全体事項]

- (1) 事業計画や工事内容、環境影響評価等に関する情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

[大気環境]

〈騒音・振動〉

- (1) 工所用資材等の搬出入車両の交通量が最大となる時期を予測対象時期としているが、本事業と「（仮称）大関山風力発電事業」の工事を同時期に実施する場合は、両事業の車両台数の合計が最大となる時期に実施すべきではないか検討すること。

[水環境]

- (1) 事業実施による地下水への影響について調査、予測及び評価する必要があるか検討すること。
なお、影響を小さいと判断した場合は、その根拠を図書に記載すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物（哺乳類）〉

- (1) 管理用道路等の敷設に伴いシカの移動が容易になると、シカによる食害が拡大し、森林生態系へ影響を与えるおそれがある。このため、当該影響の予測及び評価にあたっては、シカの行動特性等を踏まえ、対象事業実施区域より広域での生息状況及び個体数変動傾向の調査について検討すること。
- (2) ヤマネ等の調査にあたっては、樹上性のネズミ類を対象とした巣箱の場合、大きさや設置位置等が適切でない可能性があるため、専用の巣箱を用いる必要があるか検討すること。

〈動物（鳥類）〉

(1) クマタカの行動圏が繁殖年と非繁殖年で異なることを踏まえ調査結果を解析し、事業による影響を予測及び評価すること。

なお、調査期間中にクマタカの繁殖が見られなかった場合は、調査期間の延長や聞き取り調査の実施等を検討し、クマタカの行動圏の把握に努めること。

(2) 希少猛禽類の調査にあたっては、クマタカが9月頃からディスプレイライトを始めることを想定して調査時期を検討すること。

〈植物〉

(1) 対象事業実施区域の一部には自然度9の森林が存在する可能性があることから、現地の植生等の現況調査を踏まえ、事業実施による重大な影響が予測される場合は、当該区域を改変区域から除外する等の対策を検討すること。

〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕

〈景観〉

(1) 景観の調査、予測及び評価にあたっては、本事業だけでなく、対象事業実施区域周辺における他事業の風力発電機の設置計画を反映したフォトモンタージュの作成について検討すること。

(2) 土捨て場を整備する場所によっては、より標高が低い周囲の集落等から視認できる可能性があるため、完成後の景観に係るフォトモンタージュの作成について検討すること。